

「適正な電力取引についての指針」に基づき、四国電力送配電株式会社と四国電力株式会社の間における従業員の兼職について、下記のとおり公開いたします。

記

- 2020年4月の法的分離（一般送配電事業の分割）後も、両社が限られた人員の中で、効率的な業務運営を行うため、一般送配電事業の中立性確保を前提に、四国電力送配電と四国電力の管理・間接部門の一部において、従業員の兼職を実施します。
- 以下の部門において、両社の間で従業員の兼職を実施します。

従業員の兼職を行う部門	四国電力送配電における業務内容	四国電力における業務内容
人事労務部門	人事・採用・勤務・給与・厚生・社会保険・安全・衛生・健康管理	同 左
土木建築部門	土木建築設備の工事・保守	同 左
監査部門	四国電力送配電の監査役監査等、監査役が実施する監査業務の補助	四国電力の監査等委員監査等、監査等委員が実施する監査業務の補助

- 上記のとおり、両社の間において兼職する従業員は、「人事労務部門」、「土木建築部門」、「監査部門」の業務にそれぞれ従事しますが、これらは、法令等で兼職が制限される従業員（以下AかつBに該当）には該当しません。
 - A) 特定送配電等業務に従事する従業員
一般送配電事業者において、発電・小売電気・特定卸供給事業に参考になり得る非公開情報入手することができる業務に従事する従業員および発電・小売電気・特定卸供給事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るものに従事する従業員
 - B) 発電・小売電気・特定卸供給事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業員
発電・小売電気・特定卸供給事業者等において、発電・小売電気・特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある従業員